

佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託  
(障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)

公募型プロポーザル実施要領

令和5年10月

佐久広域連合

## 1 業務名

佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託（障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

## 2 目的

佐久広域連合では、佐久圏域11市町村（小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡）の障がい児・障がい者が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、障がい児・障がい者の相談を関係市町村、県及び関係機関等と連携を図り、障がい児・障がい者の自己決定に基づく地域生活を効果的に支援するため、佐久広域連合障害者相談支援センター（以下「センター」という。）を設置している。

このセンターに配置する専門職員による障がい児と3障がいの相談支援業務の受託を希望する社会福祉法人等（以下「法人」という。）を次の内容にて公募を行う。

## 3 公募する業務

	専門職員の業務種別	人数	相談支援対象者
(1)	相談支援業務（障がい児）及び機能強化	1名	・佐久圏域11市町村に住所を有する障がい児及びその家族等 ・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者
(2)	相談支援業務（身体障がい者）及び機能強化	1名	・佐久圏域11市町村に住所を有する身体障がい者及びその家族等 ・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者
(3)	相談支援業務（知的障がい者）及び機能強化	1名	・佐久圏域11市町村に住所を有する知的障がい者及びその家族等 ・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者
(4)	相談支援業務（精神障がい者）及び機能強化	1名	・佐久圏域11市町村に住所を有する精神障がい者及びその家族等 ・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者

なお、必要に応じ、当該区域・障がい種別を越えて業務を行うことがある。

#### 4 業 務

「佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託(障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

#### 5 活動区域

- (1) 佐久圏域 11 市町村(小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡)
- (2) 必要に応じ、上記(1)の区域を越えて業務を行うことがある。

#### 6 業務期間

- (1) 業務期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)
- (2) 契約日：契約締結日

#### 7 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託(障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)事業者評価審査委員会」(以下「委員会」という。)の審査結果に基づき受託候補者を選定し、佐久広域連合が受託法人を決定する。

#### 8 委託料上限額

業務種別ごとに41,301,700円(税込)

なお、この条件額を超えた提案は無効とする。

#### 9 参加資格要件

本実施要領の公告日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている法人であること。

- (1) 佐久広域連合を組織する佐久圏域 11 市町村(小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡)に、長野県知事が指定した指定一般相談支援事業所、若しくは管内市町村長が指定した指定特定相談支援事業所を運営している者であること。
- (2) 相談支援専門員かつ主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保健師、公認心理師、サービス管理責任者のうち、1つ以上の有資格者1名を本業務に専従かつ常勤で従事させることができること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 事業者所在地における法人税、消費税(地方消費税を含む)、都道府県税及び市区町村住民税の滞納がないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去において、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を取り消されたことがないこと。
- (8) その他

応募は1法人で複数の業務に応募できるものとする。ただし、応募がない場合、また佐久広域連合が定めた参加資格要件に満たない法人のみの応募であった場合は、二次募集を行う。ただし、一次募集で委員会各審査委員の合計得点の平均点が77点を上回ることがなかった者は二次募集に応募することはできない。

なお、二次募集にあたっては、既に受託が決まっている法人であっても募集業務に専門職員として従事させることが可能であれば応募できるものとする。

## 10 選考日程

内 容	期 間 等
公告日	令和5年10月12日（木）
説明会	令和5年10月26日（木）午後2時から
質問受付	令和5年10月26日（木）から11月2日（木） 午後5時15分まで
質問回答	令和5年11月8日（水）まで
参加申込書等提出	令和5年11月9日（木）から令和5年11月24日（金） 午後5時15分まで
審査(ヒアリング)	令和5年12月●●日（●）
受託候補者決定	令和5年12月中（予定）

## 1.1 公募に関する事項

(1) 公募に関する説明会

ア 日 時 令和5年10月26日(木) 午後2時から

イ 場 所 佐久市振興公社ビル2階 共同会議室(佐久市取出町183番地)

(2) 公募に関する質問の受付

ア 質問方法は「質問票(様式第9号)」による電子メールとし、送信件名は、「プロポーザル質問(障害者相談支援センター)」とすること。

イ 電子メールを送信後、センターまで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問は、プロポーザル参加申込等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る、受け付けるものとする。

エ 受付期間 令和5年10月26日(木) から令和5年11月2日(木) まで

オ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

カ 回答方法 令和5年11月8日(水) までに電子メールで回答し、佐久広域連合ホームページへ掲載する。

## 1.2 参加申込書等について

(1) 受付期間 令和5年11月9日(木) から令和5年11月24日(金) まで

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜・日曜・祝日を除く)

(3) 提出場所 〒385-0043 佐久市取出町183番地 佐久市振興公社ビル1階  
佐久広域連合障害者相談支援センター

(4) 提出方法 持参による提出のみとする。

(5) 参加申込書及び業務提案書等と提出部数

種類・内容	提出部数	留意事項
■参加申込書 ①プロポーザル参加申込書(様式第1号) ②誓約書(様式第2号)	各1部	
■業務提案書 ①法人概要(様式第3号) ②受託業務実績(様式第4号) ③業務の受託にあたっての基本方針 (様式第5号の1)(様式第5号の2) ④職員研修体制(様式第6号)	正本1部 副本5部 (コピー可)	ページをふり、A4版縦型ファイル(フラットファイル)に左綴とし、ファイルの表面及び背表紙に「法人名」と「応募する業務の種別名」を記載すること。 公告日時点(R5.10.12現在)における体制等を記載すること なお、副本については、表紙及び全てのページにおいて参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこと。

<b>■見積書</b> ①参考見積書（様式第7号） ②積算内訳書（様式第8号）	各1部	封かん（封の糊付け）のうえ、提出すること。 消費税・地方消費税は含めないこと。
<b>■法人登記事項証明書の写し</b>	1部	複数の業務に応募する場合には、正本1部で可。
<b>■納税証明書</b> ①市区町村税（課税されている全ての税）、都道府県税（法人事業税）の滞納がないことの証明書 ②国税（法人税、消費税、地方消費税）納税証明書その3の3	各1部	直近の営業年度分、納税義務者のみ。 ①は法人本部又は法人所在地の税。 複数の業務に応募する場合には、正本1部で可。

(6) 参考見積書及び積算内訳書

5年間の業務価格の上限は、業務種別ごとに37,547,000円（税別）とする。

なお、業務価格については、毎年の人件費の昇給分及び事務費の物価上昇分を考慮し、年度ごとに上限額を次の表のとおりとし、その合計額を5年間の上限額とする。

年度ごとの上限額

年度	上限額
令和6年度	7,250,000円
令和7年度	7,377,000円
令和8年度	7,507,000円
令和9年度	7,639,000円
令和10年度	7,774,000円

(7) 提出にあたっての留意事項

ア 提出された書類は理由を問わず返却しない。

イ 応募に際し不正行為を行った場合、又は参加申込書等に虚偽の記載があった場合は失格となる。

### 1.3 辞退

参加申込書等提出後、本プロポーザルを辞退する場合は辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年11月24日（金）午後5時15分
- (2) 提出書類 辞退届（任意様式）
- (3) 提出方法 センターへ持参又は郵送

## 14 審査（ヒアリング）

- (1) 審査日 令和5年12月●●日（●）
- (2) 場所 詳細な時刻や実施場所については、後日参加者へ通知する。
- (3) 時間 1業務あたり1者につき25分（うち説明15分、質疑10分程度）
- (4) 出席者 1者につき2名までとし本業務の担当者となる者は必ず出席すること。
- (5) 審査について
  - ア 参加者から提出された業務提案書及び見積書について、委員会が別に定める「佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託（障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき、審査・採点する。
  - イ 審査は各評価項目に評価基準を設け、その基準により111点満点で点数付けをする。
  - ウ 受託候補者は、委員会各審査委員の合計得点の平均点（小数点以下1位は四捨五入する）が77点以上を獲得した者のうち、各審査委員の評価点順位1位を多く付けた参加者とする。
  - エ 参加者の複数が委員会各審査委員の評価点順位1位について同数の場合は、評価点順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とし、以下同数の場合は、同様に3位、4位で受託候補者を選定する。
  - オ 前号の規定にかかわらず、さらに同数の場合は、委員会で協議のうえ、受託候補者を選定する。
  - カ 参加者が1者のみの場合でも評価要領及び前号ウにより審査を行う。
  - キ 説明にあたり、パソコン、プロジェクター等の持込及び追加資料等の配布は禁止する。
- (6) 結果の公表  
審査結果は全ての参加者に文書により通知する。なお、審査の経緯及び結果に関しての質疑、異議申立は受付けない。
- (7) 留意事項
  - ア 委員会審査委員が委員会に出席できない場合、センターは当該委員に対し、事前に提案書類を送付したうえで採点表の提出を求めることができる。その場合、封書された採点表を受理した時は、当該委員を出席扱いとする。なお、当該採点表の開封は、委員会において審査委員の面前で行うものとする。
  - イ 見積金額が著しく低額な場合は、当該業務の履行が可能であるかどうか調査を行うことがある。また、必要と認められる場合は、ヒアリング時に参考見積書及び積算内訳書の内容について説明を求めることがある。

## 15 契約の締結

- (1) 受託候補者と、随意契約方法により契約を締結する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合、又は失格事項若しくは不正と認められ

る行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

- (3) 本契約は、佐久広域連合議会において本業務に関する予算が否決された場合、契約を締結しないことがあるので、留意すること。

## 1.6 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有さない場合、又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合。  
(2) 本実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合。  
(3) 提出書類に不備、錯誤があり、佐久広域連合が再提出を求めたにもかかわらず、提出の期限内に提出されなかった場合。  
(4) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。  
(5) 公正を欠いた行為があったとして委員会が認めた場合。

## 1.7 留意事項

- (1) 本業務は、令和6年度佐久広域連合予算成立前に公募を行う。選定・業務実施にあたっては、佐久広域連合議会での令和6年度予算成立が前提となるので、今後、業務内容が変更される場合や実施に至らない可能性があるため、留意すること。  
(2) 本プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。  
(3) 提出後の提出書類は、不備、錯誤等により佐久広域連合から再提出の依頼があった場合のみ、指定された期限内で再提出することができる。また佐久広域連合の判断により補足資料の提出を求めることがある。  
(4) 提出された書類等は、佐久広域連合情報公開条例（平成15年3月24日佐久広域連合条例第2号）に基づき、公開することがある。  
(5) この実施要領に定めのない事項については、委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

## 1.8 問い合わせ先

佐久広域連合障害者相談支援センター

〒385-0043 佐久市取出町183番地 佐久市振興公社ビル1階

担当者：花里

電話：0267-63-5177

ファクシミリ：0267-63-0611

電子メール：soudansien@areasaku.or.jp

ホームページ：http://www.areasaku.or.jp